

川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の福祉施策の充実及び介護保険事業の円滑な運営を期するため、施策並びに運営の指針となるべき川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を目的として、川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 議会関係者
- (5) 住民代表
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、当該計画の策定完了までの期間とする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(推進委員会への移行)

第6条 当該計画の作成完了後において、委員会は、当該計画の進捗状況についての点検を行なう川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に移行するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び推進委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。